



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 16 日 (金)
第 8 3 7 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙期日 (153) (景観まちづくり課) 2 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (154) (住宅政策課) . . . 2 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (155) (経営支援課) 2 土地改良区の解散 (156) (農地・水保全課) 3 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (157) (水産課) 3 車両制限令による道路等の指定 (2 件) (158・159) (道路企画課) 4 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (160) (東部総合事務所福祉保健局) 5 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (161) (〃) 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (6) 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (6) (教育総務課) 6
◇ 正 誤	昭和43年4月1日付鳥取県企業管理規程第3号中訂正 6

告 示

鳥取県告示第153号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成24年6月24日と定めたので、同条の規定により告示する。

平成24年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第154号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人日本建築総合試験所
- 2 変更した事項
指定構造計算適合性判定機関の名称
変更前 財団法人日本建築総合試験所
変更後 一般財団法人日本建築総合試験所
- 3 変更年月日
平成24年4月1日

鳥取県告示第155号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成24年3月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成24年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後		改 正 前							
1 略	1 略								
2 規則第3条第2項の利子補給率	2 規則第3条第2項の利子補給率								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</td> <td style="width: 50%;">上乗せする率</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち</td> <td style="text-align: center;">年0.3パーセン ト</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち	年0.3パーセン ト	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</td> <td style="width: 50%;">上乗せする率</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち</td> <td style="text-align: center;">年0.275パーセ ント</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち	年0.275パーセ ント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち	年0.3パーセン ト								
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち	年0.275パーセ ント								

当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.3パーセントの割合で利子補給金を交付するもの		当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	
略		略	
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.525パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.525パーセント
略		略	

備考 改正部分は、下線の部分である。

鳥取県告示第156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、福部地区土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第157号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成24年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
田後加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち沖合底びき網漁業、中型いか釣り漁業及び小型いか釣り漁業以外のもの
鳥取網代加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち沖合底びき網漁業、小型いか釣り漁業及び小型定置漁業以外のもの
鳥取福部加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
鳥取賀露加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち沖合底びき網漁業以外のもの

鳥取御来屋加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
----------	-----------------------

鳥取県告示第158号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成24年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般県道	皆生西原線	米子市皆生五丁目7-265地先から同市西福原字西原悪水西548-2地先まで	平成24年4月1日

鳥取県告示第159号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

平成24年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般県道	皆生西原線	米子市皆生五丁目7-265地先から同市西福原字西原悪水西548-2地先まで	平成24年4月1日

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、地が黒色の板等であって横寸法が0.23メートル以上で、かつ、縦寸法が0.12メートル以上のもの又は横寸法が0.12メートル以上で、かつ、縦寸法が0.23メートル以上のものに黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鳥取県告示第160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月16日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人やづ	こおげ訪問看護ステーション	八頭郡八頭町宮谷123	平成24年2月27日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第161号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月16日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人鳥取青少年ピアサポート	鳥取市薬師町46-3	まちの広場ののなファクトリー	鳥取市西品治863-1	就労移行支援	平成24年3月15日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター河原	鳥取市河原町袋河原26	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	〃

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第6号**

平成24年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年3月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成24年3月23日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の取扱方針の改正について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 6 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成24年 3 月16日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成24年 3 月17日（土）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成24年度アクションプランについて
 - (2) その他

正 誤

昭和43年 4 月 1 日付号外第39号の鳥取県企業管理規程第 3 号（鳥取県工業用水供給規程）中次の箇所に誤りがあったので訂正する。

頁	段	行	誤	正
1	下	終わりから 7	前項	前号